

## 特集《著作権》

# アジア諸国における工業製品についての 著作権による保護

平成 25 年度貿易円滑化対策委員会 第 1 部会第 1 グループ

鷺 健志, 外川 奈美, 小田原 敬一, 大野 浩之, 前田 伸哉, 沖本 周子

## 要 約

工業製品について意匠権がなくとも、著作権による保護が可能であるならば、外観模倣品に対抗するのに有用である。他方、著作権による保護を安易に認めると、産業が混乱し、意匠法の存在意義が失われる。本委員会は、アジア諸国における工業製品の形態又は外観についての著作権による保護をテーマとして、香港、マレーシア、フィリピン、タイの 4 カ国の専門家から報告書を寄稿いただいたので、本号に掲載する。

工業製品の形態又は外観は、「意匠」として各国で保護されるのが一般的である。工業所有権の保護に関するパリ条約 5 条の 5 は、「意匠は、すべての同盟国において保護される。」と規定する。TRIPs 協定 25 条(1)は、「加盟国は、独自に創作された新規性又は独創性のある意匠の保護について定める。」と規定する。また、意匠の保護期間については、TRIPs 協定 26 条(3)は「少なくとも 10 年とする」と規定する。

他方、工業製品の形態又は外観は、「著作権」により各国で保護される可能性がある。文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約 2 条(1)は、「文学的及び美術的著作物」には「応用美術の著作物」を含むと規定し、2 条(7)は、「応用美術の著作物及び意匠に関する法令の適用範囲並びにそれら著作物及び意匠の保護の条件は、7 条(4)の規定に従うことを条件として、同盟国の法令の定めるところによる。本国において専ら意匠として保護される著作物については、他の同盟国において、その国において意匠に与えられる特別の保護しか要求することができない。ただし、その国においてそのような特別の保護が与えられない場合には、それらの著作物は、美術的著作物として保護される。」と規定する。著作権の保護期間については、ベルヌ条約 7 条(1)は、「この条約によって許与される保護期間は、著作者の生存の間及びその死後 50 年とする。」と規定するが、7 条(4)は、応用美術の著作物について、「保護期間を定める権能は、同盟国の立法に留保される。ただし、その保護期間は、それらの著作物の製作の時から 25 年よりも短くしてはならない。」と規定する。

これら条約によれば、工業製品の形態又は外観について、意匠法と著作権法との重複保護を認めるかどうか、著作権法による保護を認める場合の保護条件及び

範囲、存続期間などは、各国法令によって定められる。

日本では、工業製品について著作権保護が認められることが非常に少ない。そのため、実務上、工業製品の外観模倣品への対抗手段として著作権を検討することは、一般的ではない。しかし、世界的に見ると、工業製品について意匠権と著作権との重複保護を認めている国は少なくない。工業製品について意匠権がなくとも、著作権による保護が可能であるならば、外観模倣品に対抗する貴重な法的根拠となる可能性がある。

他方、著作権は、無方式に発生し、存続期間も長く、著作者人格権による制約もある。工業製品の形態又は外観について著作権保護を安易に認めると、権利が乱立し、産業が混乱し、また意匠法の存在意義が失われるおそれもある。そのため、法令や判決例において、工業製品や応用美術の著作物について、普通の美術(純粋美術)の著作物とは異なる保護条件や、存続期間を課している国がある。意匠権保護と著作権保護との調整措置を採用している国もある。

そこで、平成 25 年度の貿易円滑化対策委員会第 1 部会第 1 グループは、アジア諸国における工業製品の形態又は外観についての著作権による保護の制度及び主要な判決例を日本に紹介するため、香港、マレーシア、フィリピン、タイの 4 カ国の専門家に依頼して、各国についての報告を寄稿いただいた。各国専門家による報告は、原文をそのまま翻訳し、本委員会担当者の翻訳監修を経て、本号の別記事として掲載する。各国報告によれば、日本よりも工業製品について著作権による保護が認められている国がアジアにも存在しており、外観模倣品対策として意匠登録だけでなく著作権保護も検討すべきであることが理解される。

(原稿受領 2014. 4. 14)